

みなさん、こんにちは

いま国会に、労働基準法、労働者派遣法を改悪しようとする法案が、かけられています。これらは、わたしたちの仕事と暮らしに重大な影響を及ぼすため、全労連をはじめとする労働団体や、弁護士団体などがこぞって反対しています。

今日は時間を20分ほどいただきて、改悪法案のポイントをみなさんにお知らせし、署名や宣伝、議員要請などの取り組みへの参加・協力を訴えたいと思います。また、これをきっかけに、労働者の権利についての学習を始めていただければ幸いです。

労働法制の規制緩和をする理由について、政府や財界は「労働者のニーズがあるから」といいます。しかし、1985年に労働者派遣法ができたときから、今回の法案にいたるまで、いつも「使用者のニーズ、資本の要請」もとづいて法律が改悪されてきた、という実態です。その証拠に、全労連を含め多くの労働者・労働組合が成立を求めている労働者保護法、解雇規制法に対しては、政府・財界がともに

政府・財界が「労働者のニーズ」を言うとき

一貫して反対しています。では、使用者のニーズ、資本の要請とは何でしょうか。  
彼らが求めているのは、「賃金が安く、従順で効率的に働かせられ、いつでも使用者の都合で首を切れる」労働者を生み出す制度です。解雇しやすければ、雇用はすすむ。これが小泉構造改革における労働政策の考え方です。(労基法)は、こうした労働政策の妨げとなる。だから、修正する。派遣法も、もっと使い勝手のいい法律に変えていく。これが、労働法を規制緩和す

## いまなぜ、労働法制の規制緩和か?

# 労働法制 改悪で明日はどうなる!?

労基法・派遣法が改悪されたら、どんな影響があるのでしょうか。法改悪後、ある家族の場合を考えてみました。



派遣法「改正で」

契約が延びたと喜んで…

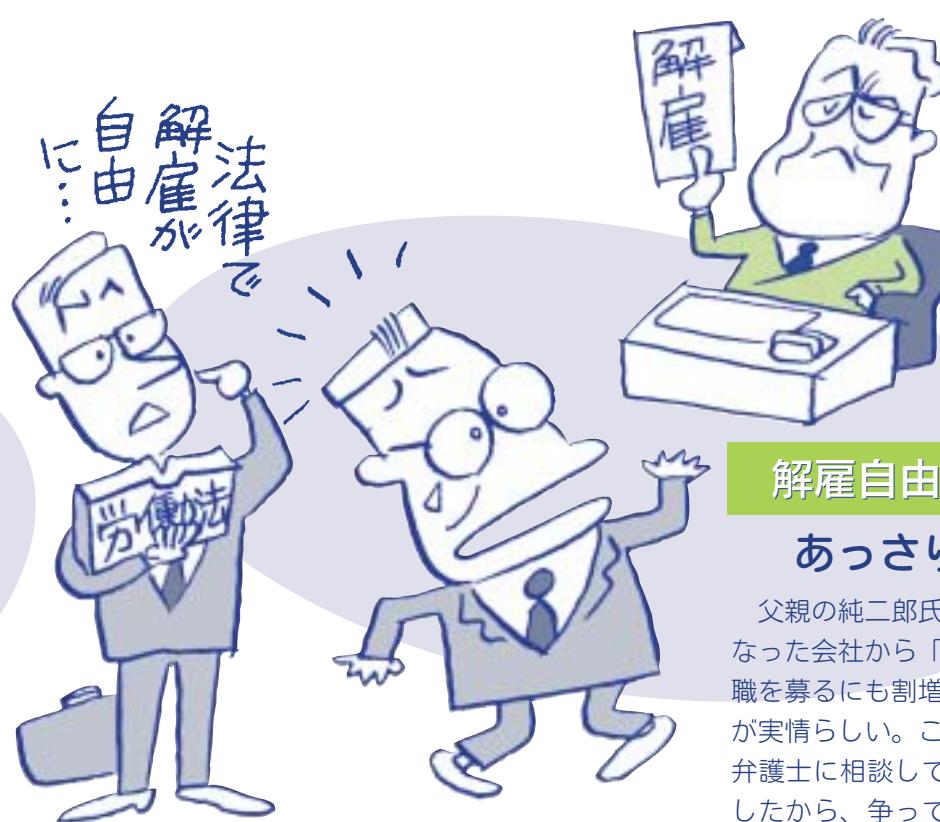
娘の順子さんは派遣で、今の職場はある大手金融会社。6ヶ月ごとに職場を変更しながら働いている。派遣法改正で派遣期間が「3年」になってホッとした。半年ごとに「次の仕事はあるかしら」と心配していたからだ。ところがどっこい、「今度の契約は2ヶ月でお願いします」。えー、3年じゃないの? 「上限が3年。あなたには関係ない」といわれた。



裁量労働で

「ノルマに追われて、タダ働き長時間残業」

家族の中で俺が唯一の正社員、と胸をはる息子の平蔵君。でも、裁量労働制が事務系職種に導入されてから、ノルマをこなすため、帰宅は毎日深夜に。ヘトヘトになるまで働いても、残業代は出なくなった。デートの時間もとれず、彼女にも逃げられた。



解雇自由で

あっさり首切り、失業手当も…

父親の純二郎氏は中堅メーカーの管理職。経営の苦しくなった会社から「成績不良」を理由に解雇された。希望退職を募るにも割増退職金を払う余裕がなかった、というのが実情らしい。こんな解雇は納得できない、と知り合いの弁護士に相談してみたものの、「解雇は原則自由になりましたから、争ってもムダ」。当然に失業手当は、給付率も日数も削られていてガックリ。



有期雇用で

「賃下げ? それとも契約なし?」

わたしが働くからなんとかなるわよ、と夫を励ます千鶴婦人。ところが、有期雇用契約が更新時期を迎えたとき、時給を最低賃金までカットされた。「これが不服なら、次の契約はなし」に、泣く泣く同意。

4人家族全員に「痛み」! 耐えられますか?